株主各位

大阪市中央区南船場一丁目15番14号稲畑産業株式会社代表取締役社長稲畑 勝太郎

第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、 お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の うえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

韶

- **1**. **日** 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
- 2.場 所 大阪市中央区南船場一丁目15番14号 堺筋稲畑ビル 9 階 当社会議室
- 3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第145期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借 対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件

> 2. 第145期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)貸借対照表及び損益計 算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第145期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針導入承認の件

4. 修正事項の通知方法

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (http://www.inabata.co.jp) においてその旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

以上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)

I. 営業の概況

1) 企業集団の営業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期の日本経済は、企業収益が改善するなか、設備投資が拡大し、個人消費も緩やかに増加するなど、堅調に推移しました。また原油高騰による内外経済への影響という不透明要素はあったものの、アメリカやアジア各国では景気が引き続き拡大、ユーロ圏も概ね回復基調にあったことなどから当社グループを取り巻く経済環境は総じて良好でした。

こうしたなか、情報電子、住環境、化学品、合成樹脂、食品の重点分野を中心に積極的かつグローバルな事業展開を進めた結果、連結ベースの売上高は対前期比14.5%増の4,233億円となり、営業利益は海外事業が好調に推移したことから10.3%増の63億3千9百万円となりました。一方、経常利益は住友製薬株式会社(現大日本住友製薬株式会社)が持分法適用会社を外れた影響などから75億7千2百万円と17.4%の減少となり、当期純利益も22.3%減の46億3千8百万円でした。

単体ベースでは売上高が2,903億円と対前期比8.3%増加したものの、営業利益は18.4%減の26億5千4百万円、経常利益は18.6%減の36億6千3百万円となりました。当期純利益は住友製薬株式会社の株式売却が大きく貢献し、約4.3倍の106億2千4百万円となりました。

当期の各事業部門別の売上高は次のとおりであります。

(単位:億円)

事	業	部	門	売	上	高	前期比	(%)
情	報	電	子		1,	313		123. 7
住	珍	퓑	境			251		96. 4
化	4	学	品			735		108. 5
合	成	樹	脂		1,	604		115. 1
食			品			242		105. 5
そ	0)	他			86		118. 7
合			計		4,	233		114. 5

各事業部門別の概況は次のとおりであります。なお、海外事業については、**《海外事業の状況》**にまとめて記載しております。

《情報電子部門》

情報電子分野は、液晶関連商品を中心に伸長し、大幅な増収となりました。

液晶関連は、当社グループの強みである中小型ディスプレー用ビジネスが大幅に伸びました。今後とも大幅な伸長が期待できる薄型TV用については、国内はもとより、海外においてもこの分野を一層強化してまいります。また副資材の取り扱いに関しても積極的な提案を行ってまいります。

またプリンター関連周辺部材も国内外で伸長しました。インク関連では、世界的な業界再編が進むなか、新規テーマの開発に注力いたします。

電子部品・電子材料関連では、当社グループの機能と特色を複合的に提供することで顧客とのVMI(VENDOR MANAGED INVENTORY)を一層拡充するほか、大容量新メディア用部材のマーケット開拓に積極的に取り組みます。

半導体材料関連では、マスクブランクスの販売が微増に留まったほか、ペリクルも円安などの影響を受け、ほぼ横ばいとなりました。

装置関連では、FPD用大型真空装置の販売が増加しました。また同じくFPD関連で、新規に取り扱いを開始した洗浄装置、搬送装置、大型マスクの修正装置なども伸長しました。また半導体検査装置のハンドラーは半導体業界の回復により環境は改善してきたものの、新モデルの開発遅れなどが響き、伸び悩みました。

《住環境部門》

住環境分野では、2005年度の住宅着工戸数が5年ぶりに120万戸を上回ったものの、マンションや賃貸アパートが中心で、当社グループの主要取引先である大手ハウスメーカーによる持ち家の着工戸数は逆に減少し、減収減益となりました。

住宅産業資材は、大手ハウスメーカー向けの販売が減少、また不振のFRP成型子会社を整理するなど苦戦を強いられましたが、住宅断熱材、住宅水周り器材用樹脂及び成型品、スチール階段、耐震接合金物などの部材は販売が増加しました。

輸入木材は、主力の欧州、中国材が競争激化の影響で伸び悩みました。一方、付加価値の 高い加工木材については販売が増加、収益も改善しました。

従来から個人向け注文住宅やリフォーム事業を展開してまいりましたが、今後は培ったノウハウを生かしつつ、当社グループの取り扱う商材を活用したユニークな住宅建築・販売に進出してまいります。

《化学品部門》

化学品分野は、製紙や塗料関連が原料価格高騰の影響や商流の変化を受け総じて厳しい状況となったものの、樹脂用原料、中間体、ホームプロダクト原料などが順調に推移しました。ファインケミカル関連では、医農薬分野において既存顧客への対応の一層の充実に努めながら、新しいビジネスの開発を積極的に行いました。今後も医薬中間体、ジェネリック原体、経皮吸収関連を軸にビジネス拡大を図ります。また本年買収したフランスのPHARMASYNTHESE(ファルマサンテ)との連携を強化いたします。

生活関連商品は殺虫剤原料や花粉症対策製品原料、芳香剤原料、健康食品原料が堅調でした。更に様々なテーマを提案してまいります。

機能化学品は輸出を中心とした樹脂用原料、アラミド繊維、シリコーン樹脂などが好調でした。今後とも国内外で新商品の開発、高付加価値化、アライアンス先とのプロジェクト推進に注力します。

塗料・インキ・接着剤原料、製紙薬剤の販売は低調でした。

染料については国内マーケットの縮小が続くなか、海外での展開に注力します。今後は組織の再構築を図りながら収益の改善に取り組みます。

《合成樹脂部門》

合成樹脂分野は前期同様、原油高騰の影響でナフサ価格が上昇し、原料・製品ともに値上がり傾向でした。また商流変更による商権の拡大に加え、国内景気の回復にも支えられ、当社グループの合成樹脂事業は好調に推移し増収増益を達成しました。特にポリオレフィン分野において、このような傾向が強くみられました。

エンジニアリングプラスチックスについては、IT関連、デジタル家電商品ともに上期は 力強い伸びはみられなかったものの、下期に入り、急激に伸長しました。

機能フィルム製品は、利益率の改善を重点課題として取り組んだ結果、減収とはなりましたが増益となりました。

シート製品関連は、健康食品ブームのなか、特に海産物容器向けを中心に伸長しました。 輸出に関してはAV・OA、自動車・オートバイ、電子部品向け樹脂原料が極めて好調で した。また射出成形機の輸出も大きく伸びました。

今後は仕入先各社との関係強化を加速させる一方、金利上昇局面への対応に注力いたします。 IT、デジタル家電、自動車・オートバイ、建材、環境・健康関連、ファーストフード市場など、今後の伸びが期待されるマーケットでは多岐にわたるビジネス展開を図ります。

海外では、すでに進出しているベトナムへの注力に加え、新たにインド、東欧での展開を 視野に入れつつ、当社グループの海外ネットワークとの連携を更に強化します。

《食品部門》

食品分野では、農産物及び北米での水産物が堅調だったものの、国内では外食産業の競争激化のため、水産物が不振だったほか、米国産牛肉輸入禁止の影響を受けた畜産物も減収となりました。

農産物は、冷凍ブルーベリーが好調だったほか、沖縄産のシークワーサなどのチューハイ 向け果汁が堅調でした。主力のブルーベリーを中心とする冷凍フルーツの需要は今後も伸び るとみており、現在の北米だけでなく、南米、中国などでの新たな産地開拓に取り組みます。

水産物は、外食産業向け食材が不振だったほか、主力食材の一つである生ウニの拡販が思わしくなく、厳しい結果となりました。今後はグループ会社を再編し、寿司エビ、ウニ、サーモン、鰻など、主力商材を寿司チェーンへ直販することに一層注力いたします。

畜産物は、米国産牛の代替品である豪州産牛に注力したものの、低調に推移しました。今後は焼肉レストランチェーンに対し、牛肉に加え、野菜、タレなどの商材に関する提案にも注力いたします。

《海外事業の状況》

海外事業の状況はリージョン(地域)別に次のとおりであります。

【東南アジア】

東南アジアは、合成樹脂価格の高値安定と自動車・オートバイ業界への販売増加などに支えられ、売上は大幅に増加しました。しかし、グループ会社の整理統合などの要因によりコンパウンド事業の収益は減少しました。また自動車・オートバイ関係は営業強化に努めた結果、リージョン全体の売上に占める割合が初めて二桁台となりました。従来のAV・OA関連に加え、車両ビジネスの拡大に取り組んでまいります。

今後は「高機能化」をモットーに、重点市場・重点商品の選択と集中を行い、地域内で事業を展開する顧客に総合的なサービスを提供できるよう、一層努めてまいります。

国別では、シンガポールは、OA向けインクビジネスが拡大し、ベトナムやインド向けの 樹脂輸出が好調に推移しました。特にベトナムにおいては、今後生産基地としての伸長が期 待されており、樹脂コンパウンド事業の拡大も含め、更に積極的な投資を計画しています。

タイでは、政府が「アジアのデトロイト」を目指すなか、自動車向けの樹脂材料、アラミド繊維などの販売が増加しました。またタイでは現地資本と共同で2008年の操業を目指して工業用ニトロセルロースの工場を建設中であり、当社グループのグローバルな化学品事業の柱の一つとして育ててまいります。

マレーシアは、AV向け材料販売は振るわなかったものの、高機能樹脂が好調で、利益率 上昇に貢献しました。

インドネシアにつきましては、特にオートバイを中心とする車両向け樹脂販売が2005年前 半は好調に推移したものの、原油急騰による消費減退の影響を受け、年末にかけて減速しま した。回復は2006年後半以降を見込んでいます。

フィリピンは、樹脂の新たな在庫販売が加わったことから全体的に売上・利益とも概ね順調に推移しました。

【北東アジア】

北東アジアは、AV・OA向けの合成樹脂関連が引き続き堅調だったほか、情報電子関連では特に液晶関連商品が伸長した結果、大幅な増収増益となりました。

台湾では、半導体・液晶関連商品を中心に好調に推移しており、特に住友化学株式会社と の偏光板製造の合弁事業については今後大きな伸長が期待されます。

香港では、世界有数の金融・物流インフラと幅広い部品メーカーが集積する華南に隣接する地理的条件を生かし、今後も中国ビジネスをリードしてまいります。

華南では自動車産業の急速な拡大に加え、OA機器関連材料、IT関連材料・装置などのビジネスの成長が見込まれています。従来からの樹脂コンパウンド事業の増強に加え、物流、財務、営業などのサポートを強化し、商社機能の充実に努めます。華北では大連での樹脂コンパウンド事業を中心とし、合成樹脂に加え化学品、機械設備などの保税販売、周辺地域の開拓を拡充します。華東では、包材を含む合成樹脂関連、電子材料や液晶関連商品、染料、化学品が順調に伸長しています。今後は他の中国各地域同様、国内市場開発を強化するとともにリスクヘッジ体制の確立にも留意します。

また2006年春、韓国ソウルに現地法人を設立しました。

【米州】

米州では、プリンター関連商品が順調に伸びたほか、他の情報電子関連分野、また医薬品関連商品も好調で、総じて堅調に推移しました。ただ、合成樹脂分野は価格変動や競争が激しく、売上は伸びたものの、収益面では不振でした。

グループ会社では、サンフランシスコ近郊で水産物の輸入販売を行うDNI GROUP, LLC. の事業が順調に拡大しました。

米州事業の中核であるINABATA AMERICA CORPORATIONは2008年に設立30周年を迎えます。「SMALL BUT FIRST CLASS」を標語に、収益の向上に重点を置きながら独自の機能と特色を発揮してまいります。

今後は情報電子、化学品、合成樹脂、食品などの既存分野でのビジネス強化を図ると同時に、メーカーと共同開発したダイビング用高機能時計のノウハウの、他のアウトドアスポーツや医療関係などへの応用を模索するなど、ニッチな分野での夢のある新規開発に取り組んでまいります。

【欧州】

欧州では、英国のプリンター関連商品が大幅に伸長したほか、フランスを中心とする医薬中間体事業も中国からの輸入品の取り扱いが増加し、総じて好調に推移しました。

フランスでは、医薬中間体、原薬の生産販売のほか、化粧品ジェルや各種感光体原料を製造するファインケミカルメーカーを買収いたしました。今後更に欧州医薬市場で知名度の高いPHARMASYNTHESE(ファルマサンテ)のブランド名を生かし、事業を積極的に展開いたします。医薬中間体市場としては最大級の欧州で、従来の商社機能に加え、メーカー機能が備わったことにより、この分野におけるグローバルプレイヤーとしての基盤を固めてまいります。

一方、2002年末に英国で買収しましたニトロセルロース(硝化綿)メーカーのNOBEL

ENTERPRISES LTD. の事業のうち、当社グループのコアビジネスには必ずしも当てはまらない ENERGETIC TECHNOLOGIES部門を売却し、大きな特別利益を得ました。今後ニトロセルロース 事業のタイでの生産を含め、グローバルな展開の強化を一層推進いたします。

今後の課題といたしましては、内外のグループ会社を含めた連結運営力の強化を図りつつ、収益力の一層の向上に努めてまいります。またコーポレートガバナンスの充実を図り、商社にとって最大の財産である人材の育成を加速させ、当社グループの企業活動を支える全てのステークホルダーの皆様にとって、当社グループの企業価値が持続的に向上するよう全力を尽くしてまいります。

2) 企業集団の資金調達の状況

今後の海外展開や新規事業をさらに積極的に進めるうえで、自己資本の一層の充実を図るため、当社は、平成18年3月に、以下の概要の新株予約権を発行し、コミットメントライン契約を締結いたしました。

【発行した新株予約権の概要】

本新株予約権の発行総額

100,000,000円

本新株予約権の総数

500個

各本新株予約権の発行価額

200,000円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して

払込むべき金額の合計額を合算した金額 5,099,834,500円

(行使価額が修正又は調整された場合には当該金額は増加又は減少します)

募集方法

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

へ全額割当

【コミットメントライン契約の概要】

コミット金額

借入申込期間

コミットメントフィー

ローンの条件

契約先

5,000,000,000円

平成18年3月30日から平成19年3月30日

コミット金額の0.8%

金利0%、返済期限: 行使請求期間の

末日の翌々営業日

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店

3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当期)
	第142期	第143期	第144期	第145期
売 上 高(百万円)	288, 937	331, 780	369, 761	423, 374
経常利益(百万円)	4, 936	6,608	9, 170	7, 572
当期純利益(百万円)	348	3, 451	5, 968	4, 638
1株当たり当期純利益	6円19銭	60円85銭	104円34銭	75円04銭
総 資 産(百万円)	182, 565	193, 748	210, 478	269, 590
純 資 産(百万円)	45, 877	50, 309	59, 581	78, 457
自己資本比率	25.1%	26.0%	28.3%	29.1%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 第142期は、情報電子部門や海外部門の伸長が貢献し、売上高は増加したものの、持分法投資利益が前連結会計年度に比べて減少したことにより経常利益が減少し、また株価低迷等により価値が下落した有価証券の評価減を実施するなど特別損失を計上したため当期純利益も減少いたしました。
 - 3. 第143期は、情報電子部門、合成樹脂部門及び食品部門等各部門が伸長し、売上高、経常利益はともに増加いたしました。一方で財務体質の健全化を図るべく、固定資産の減損会計を前倒ししたほか、貸倒引当金繰入などを特別損失として計上いたしましたが、当期純利益も増加いたしました。
 - 4. 第144期は、全般的な市況の回復を背景として、成長分野への重点投資を進めたことにより、情報電子 部門をはじめとして、合成樹脂部門及び食品部門等各部門が伸長し、売上高、経常利益、当期純利益と もに増加いたしました。
 - 5. 第145期は、前記「I. 営業の概況 1) 企業集団の営業の経過及び成果並びに対処すべき課題」に記載したとおりであります。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区分	平成14年度 第142期	平成15年度 第143期	平成16年度 第144期	平成17年度 (当期) 第145期
売 上 高(百万円)	220, 311	254, 558	268, 095	290, 371
経 常 利 益(百万円)	3, 505	3, 648	4, 499	3, 663
当期純利益(百万円)	△406	1, 024	2, 467	10, 624
1株当たり当期純利益	△7円22銭	17円75銭	42円88銭	172円50銭
総 資 産(百万円)	116, 651	120, 946	125, 102	199, 293
純 資 産(百万円)	21, 819	24, 400	30, 430	71, 544
自己資本比率	18.7%	20.2%	24.3%	35. 9%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. △は損失を表しております。
 - 3. 第143期より「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」による改正 後の商法施行規則に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期 利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

II. 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの事業及び主要商品は次のとおりです。

事	業	部	門	主 要 商 品
情	報	電	子	半導体・液晶材料、機械装置類、複写機・プリンター用染 顔料、エレクトロニクス業界向け材料
住	琾	및 지	境	木材、集成材、木質系建材、住宅機器、住宅設備関連資材
化	学	Ź	묘	医農薬・染顔料中間体、写真感光剤、殺虫剤・トイレタ リー原料、塗料・インキ・接着剤原料、樹脂・ゴム用原 料、染料・染織資材、健康食品原料
合	成	樹	脂	汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック
食			品	水産物、畜産物、農産物、澱粉類
そ	σ,)	他	リース業

2) 企業集団の主要な営業所及び工場

当 社	大阪本社:大阪市中央区、東京本社:東京都中央区
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	シンガポール
INABATA AMERICA CORPORATION	アメリカ ニューヨーク、ロサンゼルス、サンディエゴ、 シリコンバレー、エルパソ
INABATA THAI CO., LTD.	タイ バンコク
INABATA SANGYO (H.K.)LTD.	中国 香港
INABATA UK LIMITED	イギリス ロンドン
アイケイリースアンドインシュアランス株式会社	大阪市中央区
株式会社しなのエレクトロニクス	長野県松本市

3) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数 普通株式 160,000,000株

②発行済株式の総数

普通株式 62,623,447株

(注) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使により普通株式が 3,759,862株増加し、資本金は8,292,982,272円となっております。

③株主数

4,194名

4) 大株主の状況

l/L :	株 主		当	社へ	のと	出資 状 況	当	社の大	株主へ	の出資状況
174	土	名	持	株	数	議決権比率	持	株	数	出資比率
住 友 1	化 学 株 式	会 社	1	l3,836=	千株	22.1%		5, 217	7千株	0.3%
	ラスティ・サ 庁株式会社(信			4, 163		6.7		_	-	_
	ース マンハ エヌエイ ロ			2, 612		4.2		_	-	_
	タートラスト信 注社 (信託			2, 184		3.5		_	-	_
野村	證 券 株 式	会 社		2, 152		3. 4	_		_	
	ストリート バンク カンパニー			1, 865		3.0		_	-	_
	退職給付信託 みず 経者 資産管理サー			1, 736		2.8		_	-	_
	タンレー・アンド・カナ ショ ナ ル ・ リ			1, 388		2. 2		_	-	_
稲	畑 勝	雄		1, 141		1.8			-	_
	エヌエー アズ エージェ /トメロン オムニバス ユーニ			1, 064		1.7		_	-	_

- (注) 1. 当社の住友化学株式会社への出資状況の持株数は、退職給付信託に拠出しております。
 - 2. 「みずほ信託 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託」は、株式会社みずほ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使されることになっております。

5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

①取得した株式

普 通 株 式 15,112株

取得価額の総額 14百万円

②処分した株式

普 通 株 式 220株

処分価額の総額 0百万円

③決算期末において保有する株式

普 通 株 式 67,915株

6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権の状況

発	行	決	議	Ø	目	平成18年3月9日
新	株	予	約 権	の	数	500個
新株	新株予約権の目的となる株式の種類					普通株式
新棋	新株予約権の目的となる株式の数					4,849,500株 (注)
新	株 予	約権	の発	行 佃	額	100百万円
新	株	予 約	権の) 残	高	100百万円

⁽注)割当株式数(10百万円を行使価額で除した数)に本新株予約権の数を乗じた数であります。

7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

	事	業	部	門	従	業	員	数(名)
情		報	電	子				988
住		ij	眾	境				28
化		2	学	品				413
合		成	樹	脂				1, 499
食				品				63
そ		0	り	他				205
全				社 (共通)				134
合				計				3, 330

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない非営業部門に所属しているものであります。
 - ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
413名	△9名	41歳3ヶ月	14年9ヶ月

(注) 従業員数は出向者を除き、受入出向者を含めて記載しております。

8) 主要な借入先の状況

/±:	借 入		借入金残高	借入先が有する当社の株式			
18	X	先	旧八亚戏同	持 株 数	議決権比率		
株式会	社みず	ほ銀行	5,559百万円	1千株	0.0%		
株式会	社 三 井 住	友 銀 行	4, 552	624	1.0		
株式会社	三菱東京U	F J 銀行	4, 411	388	0.6		
住友信	託 銀 行 株	式会社	3,700	375	0.6		
三菱UF	J信託銀行	株式会社	2,000	22	0.0		
農林	中 央	金 庫	1,817	225	0.4		
日本生	命保険相	互 会 社	1,000	20	0.0		
住友生	命保険相	互会社	800	611	1. 0		

9) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
INABATA SINGAPORE (PTE.) LTD.	14,000千 シンガポールドル	100.0%	合成樹脂、化学品、半導体関連機器等 の輸出入、販売
INABATA AMERICA CORPORATION	2,940千 米ドル	100.0	化学品、電子材料、食品原料、合成樹 脂等の輸出入、販売
INABATA THAI CO., LTD.	449, 400千 バーツ	100.0	合成樹脂、化学品、食品等の輸出入、 販売
INABATA SANGYO(H.K.)LTD.	59,000千 香港ドル	100.0	合成樹脂、機械、電子材料、化学品等 の輸出入、販売
INABATA UK LIMITED	5, 210千 ポンド	100.0	IT関連及びファインケミカル等の輸出入、販売
アイケイリースアンド インシュアランス株式会社	600百万円	100.0	リース業、融資業及び損保代理業
株式会社しなのエレクトロニクス	490百万円	94. 8	半導体検査装置の製造販売

②企業結合の経過

当社の連結子法人等であるINABATA UK LIMITEDが保有するTROON INVESTMENTS LTD. の全株式を、英国CHEMRING GROUP PLCへ平成17年9月に譲渡致しました。また、平成17年4月に住友製薬株式会社(現 大日本住友製薬株式会社)株式の一部を住友化学株式会社に売却しております。なお、これにより同社は持分法適用会社から外れました。

③その他の重要な企業結合の状況

会 社 名	当 該 会 社 が 所 有 会 社 株 井 大 な 議 決 権 比 率	当 社 が 所 有 す る 当該会社の株式数 及 び 出 資 比 率	当該会社と当社との関係
住友化学株式会社	13,836千株 (22.1%)	5,217千株 (0.3%)	*

* 当社は当該会社の液晶材料、合成樹脂などを販売し、当社商品を当該会社へ納入しております。なお、当社が 所有する当該会社の株式数は、退職給付信託に拠出しております。

④企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記①に記載の7社を含め46社、また持分法適用会社は8社であります。

当期の連結ベースの業績は、売上高は前期比14.5%増の4,233億円となり、経常利益は前期比17.4%減の75億7千2百万円、当期純利益は前期比22.3%減の46億3千8百万円となりました。

10) 取締役及び監査役の状況

代表取締役会長	7	稲	畑	勝	雄
代表取締役社長 執 行 役 員	7	稲	畑	勝太	に郎
代表取締役 (非営業部門統括(情報システム室、関連事業統括室 専務執行役員 (人事総務室、リスク管理室、内部監査室)・経営公	室、財務経理室、) 上画室担当補佐)	藤	田	裕	治
代表取締役 (営業部門統括(情報画像本部、電子機能材本部、住環 専務執行役員 (営業部門統括(情報画像本部、電子機能材本部、住環 部、精密化学品本部、合成樹脂第一本部、合成樹脂 部)・経営企画室担当兼室長・海外戦略室担当兼室長・	境本部、化学品本 第二本部、食品本 米州総支配人	種	谷	信	邦
取 締 役 (情報画像本部担当・電子機能材本部担当・化学品z 常務執行役員 学品本部担当	本部担当・精密化) 」	中	野	佳	信
取 締 役 (関連事業統括室担当・財務経理室担当・人事総務3 常務執行役員 (スク管理室担当・経営企画室担当補佐・海外戦略3 本社担当	を担当兼室長・リ を担当補佐・東京	大	槻	延	広
取 締 役 (合成樹脂第一本部本部長・合成樹脂第二本部本部長 執 行 役 員	<u>.</u>	金	子		證
取 締 役 (情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐・ 執 行 役 員 (配人	・北東アジア総支)「	西	村		修
取 締 役	=	香	西	昭	夫
監査役(常勤)	Ī	南	原	靖-	一郎
監査役(常勤)	ī	髙	橋	幸	貫
監 査 役	3	新	JII	政沙	て郎
監 査 役	Ę	井	原		實

- (注) 1. 担当役職名は、平成18年3月31日現在で記載しています。
 - 2. 取締役 香西昭夫は、商法第188条第2項第7号/2に定める社外取締役であります。
 - 3. 監査役 新川政次郎及び井原實は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

4. 当期中の役員の異動

代表取締役社長執行役員 稲畑武雄は、平成17年12月1日逝去いたしました。

平成17年6月29日開催の第144回定時株主総会終結の時をもって、監査役 山根彬夫は退任し、新川政 次郎が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

なお、上記7名以外の当社執行役員は次のとおりであります。

執行役員 増井 重紀 INABATA AMERICA CORPORATION社長

執 行 役 員 高 橋 靖 孝 内部監査室室長

執 行 役 員 佐藤精 一 住環境本部本部長

執 行 役 員 浅 海 雅 明 リスク管理室室長

執 行 役 員 北 村 城一郎 関連事業統括室室長

執 行 役 員 隅 谷 康二郎 経営企画室室長補佐·大阪本社担当

執 行 役 員 本 多 義 和 食品本部本部長

執 行 役 員 星 田 正 嗣 東南アジア総支配人 (タイ駐在)

執 行 役 員 菅 沼 利 之 電子機能材本部本部長

執 行 役 員 上 杉 隆 精密化学品本部本部長

執 行 役 員 赤 尾 豊 弘 情報画像本部本部長

執 行 役 員 柴 田 浩 典 情報システム室室長

執 行 役 員 横田 健一 財務経理室室長

5. 決算期後の取締役等の異動

平成18年4月1日付をもって、取締役及び執行役員の担当が次のとおり変更となりました。なお、同日付をもって、化学品本部と精密化学品本部は統合され、化学品本部となりました。

代表 取 締 役 専務執行役員 (管理部門統括(情報システム室、財務経理室、人事総務室、リスク) 藤 田 裕 治

取 締 役 常務執行役員 (情報画像本部担当・電子機能材本部担当・化学品本部担当) 中 野 佳 信

取 締 役 (海外事業統括室担当補佐・経営企画室担当兼室長・財務経理室担) 大 槻 延 広常務執行役員 (当・人事総務室担当・リスク管理室担当・東京本社担当 大 槻 延 広

取 締 役 執 行 役 員 (合成樹脂第一本部担当兼本部長・合成樹脂第二本部担当兼本部長) 金 子 證 執 行 役 員 浅 海 雅 明 人事総務室室長

執 行 役 員 北 村 城一郎 リスク管理室室長

執 行 役 員 上 杉 隆 海外事業統括室室長補佐

11) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 43百万円

②上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条

第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社及び当社の子法人等が 36百万円

会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人とし ての報酬等の額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 ③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ. その他企業集団の状況に関する重要な事項

- 1) 大規模買付行為への対応方針及び同方針の変更の取締役会決議について 当社は平成17年12月26日及び平成18年4月28日開催の取締役会において、大規模買付 行為への対応方針及び同方針の変更を決議いたしました。
- 2) 内部統制システムの体制整備の基本方針について

当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、平成18年5月1日施行の会社法第362条第4項第6号に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制、いわゆる内部統制システムの体制整備の基本方針について、現状の体制を確認するとともに、今後の体制整備に向けた方針を決議いたしました。

大規模買付行為への対応方針及び同方針の変更の取締役会決議の詳細につきましては、本招集ご通知の参考書類の第7号議案に記載のとおりであります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(269, 590)	(負債の部)	(190, 245)
流動資産	163, 958	流動負債	148, 334
現金及び預金	7, 090	支払手形及び買掛金	81, 881
受取手形及び売掛金	123, 136	短 期 借 入 金	50, 847
棚卸資産	25, 068	未払法人税等	8, 230
繰 延 税 金 資 産	1, 252	未 払 費 用	2, 152
そ の 他	8, 139	賞 与 引 当 金	831
貸 倒 引 当 金	△728	新株予約権	100
固 定 資 産	105, 632	そ の 他	4, 291
有 形 固 定 資 産	19, 461	固定負債	41, 911
建物及び構築物	13, 302	長 期 借 入 金	16, 177
減価償却累計額	△7, 515	繰延税金負債	21, 947
機械装置及び車両運搬具	15, 156	退職給付引当金	1, 340
減価償却累計額	△9, 736	役員退職慰労引当金	628
リース 資産	13, 534	連結調整勘定	348
減価償却累計額	△9, 023	そ の 他	1, 469
土 地	2, 414		
建設仮勘定	209	(少数株主持分)	(887)
そ の 他	3, 306	少数株主持分	887
減価償却累計額	△2, 188		
無 形 固 定 資 産	4, 219	(資 本 の 部)	(78, 457)
そ の 他	4, 219	資 本 金	8, 292
投資その他の資産	81, 951	資 本 剰 余 金	6, 638
投 資 有 価 証 券	73, 787	利益剰余金	30, 703
長 期 貸 付 金	5, 397	その他有価証券評価差額金	33, 146
繰 延 税 金 資 産	83	為替換算調整勘定	△272
そ の 他	5, 454	自己株式	△51
貸 倒 引 当 金	△2, 772		
合 計	269, 590	合 計	269, 590

連結損益計算書

(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)

(単位:百万円)

				(単位:日ガ円)
	科	I	金	額
	(経常損益の部)			
営	業損益の部			
"	売 上	高		423, 374
		原 価		393, 343
	売 上 総 利 益			30, 030
	販売費及び一	般管理費		23, 691
	営 業 利 益			6, 339
営	業外損益の部			
	営 業 外 収 益			
	受取	利 息	357	
	受取配	当金		
			1, 465	
	持分法による	投資利益	240	
	還 付 金	収 入	369	
	為 替	差 益	23	
	雑	益	745	3, 201
	営 業 外 費 用			
	支払	利 息	1, 571	
	雑	損	397	1,968
		15	331	7, 572
				7, 572
44	(特別損益の部)			
特	別 利 益			
	投資有価証	券 売 却 益		10, 419
特	別 損 失			
	貸 倒 引 当 金	繰 入 額	2, 112	
	投資有価証	券 消 却 損	921	
	リース資産		522	
	関係会社	整理損	303	
	固定資産	売 却 損		
		元 引 損	291	
	減損	損 失	91	
	貸倒	損 失	81	4, 325
	税金等調整前当期純利益			13, 667
	法人税、住民税	及び事業税		8, 998
	法 人 税 等	調整額		△49
	少数株主			79
	当期純利益	_ 13		4, 638
	— 191 dec 113 mm			1, 555

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数

46社

主要連結子法人等の名称: INABATA SINGAPORE(PTE.) LTD.、INABATA AMERICA CORPORATION、INABATA THAI CO., LTD.、INABATA SANGYO (H. K.) LTD.、INABATA UK LIMITED、アイケイリースアンドインシュアランス㈱、㈱しなのエレクトロニクス

なお、新規設立により INABATA UK MANUFACTURING LIMITED、株式取得により PHARMASYNTHESE S. A. 他 1 社、株式追加取得により持分法を適用していたSANYO-IK COLOR (H. K.) LTD. 及びPT. S-IK INDONESIAを連結の範囲に含めております。また、重要性の観点から新たにエヌ・アイ・シー㈱、DNI GROUP, LLC.、TSI HOLDING INTERNATIONAL, INC. 他 8 社も連結の範囲に含めております。一方で清算結了によりヤマト化工㈱、IK PRECISION CO., LTD. 他 2 社、株式売却により TROON INVESTMENT LTD.、合併したことにより㈱ナガノ、株式の一部譲渡及び第三者割当増資で持分が減少したことにより㈱クリーンアシスト他 6 社を連結範囲 から除外しております。

また、㈱ダイショクは㈱大和食業と合併し、その後商号変更を行い㈱大和食業となりました。

主要な非連結子法人等の名称: TIK MANUFACTURING CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由:非連結子法人等は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純 損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影

響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

8社

主要持分法適用会社の名称:アルバック成膜㈱

なお、DNI GROUP, LLC.、TSI HOLDING INTERNATIONAL, INC. 他8社については重要性の観点から、SANYO-IK COLOR(H.K.)LTD.及びPT. S-IK INDONESIAは株式追加取得で持分が増加したことにより連結子法人等としたため持分法の適用範囲から除外しております。住友製薬㈱は株式の一部譲渡により、京都薬品工業㈱は株式の全部譲渡により持分が減少したため、SUMIKA TECHNOLOGY CO.,LTD. は実質的な影響力の低下により関連会社でなくなったため、その他1社は清算結了により持分法の適用範囲から除外しております。一方で連結子法人等であった㈱クリーンアシストが株式売却により持分が減少したため持分法適用範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子法人等及び関連会社のうち主要な会社等の名称: TIK MANUFACTURING CO., LTD. 持分法を適用しない理由: 持分法を適用しない非連結子法人等及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありませんので、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、その会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、㈱大和食業の決算日は1月31日、その他の連結子法人等の決算日はいずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4. 重要な会計方針
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による低価法及び移動平均法による低価法

但し、販売用不動産は個別法による原価法

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

株式 主として決算目前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

株式以外 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

- (3) デリバティブ 時価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額 法によっております。なお、在外連結子法人等及びアイケイリースアンドインシュアランス㈱は主として 定額法によっております。

無形固定資産

主として定額法。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子法人等は、個別判定による回収不能見込額を計上 しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (13年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。なお、執行役員部分については、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:為替予約取引

ヘッジ対象:外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約締結時に、リスク管理方針に従い、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約等を振り 当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、連結決算目にお ける有効性の評価を省略しております。

- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (1) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

- (11) 連結調整勘定の償却に関する事項
 - 連結調整勘定の償却については5年間の均等償却を行っております。
- (12) 当営業年度より、商法施行規則第200条の規定に基づき、一部「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に 関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところによっております。

会計方針の変更

(リース資産処分損失に関する処理方法)

リース契約先の財政状態悪化による将来の損失に備えるため、従来は未経過リース料を含むリース債権につい て、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりましたが、当営業年度より、 リース資産についてその資産性をより適正に表示するため、将来のリース資産処分損失を個別に見積もり、当 該リース資産より直接償却する方法に変更いたしました。

この変更は、当営業年度において財政状態の悪化しているリース契約の延滞先が増加し、リース資産処分損失 見積額の金額的重要性が高まったことから、リース資産についてその資産性をより適正に表示するために行っ たものであります。この変更に伴う損益への影響はありません。

(退職給付に係る会計基準)

当営業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及 び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3 月16日)を適用しております。この変更による当営業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(英国の退職給付に係る会計基準)

英国連結子法人等は、当営業年度より、英国の退職給付に係る会計基準を適用しております。この変更に伴い、 会計基準変更時差異353百万円を利益剰余金に直接加算したことから同額利益剰余金が増加しております。損 益に与える影響は軽微であります。また、期末に発生した数理計算上の差異の償却額773百万円は利益剰余金 から直接減額しております。

連結貸借対照表関係注記

- 1. 担保に供している資産
- 2. 受取手形割引高
- 3. 保証債務残高
- 4. 自己株式の数
- 5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 6. 新規投資における資金需要に対して即座にかつ柔軟に対応するため、ゴールドマン・サックス証券会社東京支 店と貸出コミットメント契約を締結しております。

当営業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額

5,000百万円

2.793百万円

2,280百万円

69,415株

54百万円

借入実行残高

5.000百万円 差引額

連結損益計算書関係注記

1. 1株当たり当期純利益

75円04銭

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

稲畑産業株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 指定社員 對定社員 全務執行社員 公認会計士 松 本 浩 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い稲畑産業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

(ア) 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について 取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

(イ) 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月16日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監査役 南 原 靖一郎 印

常勤監査役 髙 橋 幸 貫 ⑪

監 查 役 新 川 政次郎 印

監 査 役 井 原 實 印

(注) 監査役新川政次郎及び井原實は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(199, 293)	(負債の部)	(127, 749)
流動資産	110, 096	流動負債	94, 584
現金及び預金	981	支 払 手 形	14, 865
受 取 手 形	20, 647	支 払 手 形 買 掛 金	53, 015
受 取 手 形 売 掛 金	72, 258	短期借入金	14, 480
商品	8, 771	一年以内返済長期借入金	140
販 売 用 不 動 産	399	未 払 金	429
前 渡 金	1, 407	未 払 費 用	318
前 払 費 用	1, 427	未 払 法 人 税 等	7, 792
繰 延 税 金 資 産	983	前 受 収 益	31
未 収 入 金	759	短 期 預 り 金	1, 957
短期貸付金	2, 740	賞 与 引 当 金	718
そ の 他	170	短 期 預 り 金 賞 与 引 当 金 新 株 予 約 権	100
貸倒引当金	$\triangle 452$	その他	735
┃ 固 定 資 産	89, 197	その他 固定負債	33, 165
有 形 固 定 資 産	4, 167	長期借入金	9, 220
建物物	6, 383	繰延税金負債	22, 025
減価償却累計額	$\triangle 3,850$	退職給付引当金	305
構築物	328	役員退職慰労引当金	618
減価償却累計額	$\triangle 266$	長期預り金	995
機械及び装置	456	(277	(74 544)
減価償却累計額	△360	(資本の部)	(71, 544)
工具器具及び備品	1,006	資 本 金	8, 292
減価償却累計額土地	$\triangle 440$	資本剰余金 資本準備金	6, 638
無形固定資産	909 949	資本準備金 その他資本剰余金	6, 638 0
一点一点连	34	自己株式処分差益	0
商標権	0	利益剰余金	23, 777
ソフトウェア	75	利益準備金	1,066
その他	839	任意積立金	12, 877
投資その他の資産	84, 080	固定資産圧縮積立金	37
投資有価証券	66, 997	別途積立金	12, 840
関係会社株式	9, 119	当期未処分利益	9, 832
長期貸付金	2, 623	その他有価証券評価差額金	32, 885
従業員に対する長期貸付金	23	自己株式	∆49
関係会社長期貸付金	3, 871		- "
差入保証金	2, 144		
破産・更生債権その他これらに準ずる債権	1, 055		
そ の 他	447		
貸 倒 引 当 金	$\triangle 2,202$		
合 計	199, 293	合 計	199, 293

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から) 平成18年3月31日まで)

(単位:百万円)

			(単位:日刀円)
科	I	金	額
(経常損益	の 部)		
営業損益の話	钌		
売	上 高		290, 371
売	上 原 価		,
商品		8, 655	
当期		277, 398	
商品	期末棚卸高	9, 170	276, 882
	益	0,110	13, 488
	及び一般管理費		10, 834
	益		2, 654
営業利 営業外損益の音	—————————————————————————————————————		2, 034
営業外損益の音 営業外収			
		010	
	利息割引料	218	
受 取	配 当 金	1, 333	1 011
雑	益	259	1,811
営 業 外 費			
支 払_	利息割引料	453	
商品		126	
雑	損	222	801
経 常 利	益		3, 663
(特別損益	の 部)		
	益		
	注 社 株 式 売 却 益	18, 225	
貸 倒	引 当 金 戻 入 益	113	18, 339
特別 損 兌	夫]
貸倒	引 当 金 繰 入 額	1, 525	
関 係 会		1, 234	
関係	会 社 整 理 損	258	
固定	資產売却損	65	
投資有		49	3, 132
	利益		18, 870
	住民税及び事業税		8, 006
法人	税等調整額		239
当期純利	益		10, 624
前期	操越利益		458
中間			1, 251
	り AL ヨ AQ A 利益		9, 832
当期未処分	מי ביי		ყ , ია∠

重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 先入先出法による低価法

但し、販売用不動産は個別法による原価法

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 株式

決算目前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により

算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (3) デリバティブ
- 時価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によって おります。

無形固定資産

定額法、なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいてお ります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しており ます。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定 額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。なお、執行役員部分については、 執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しており、商法施行規則第43条に 規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の 賃貸借取引に係る方法に進じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:為替予約取引

ヘッジ対象:外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

資産・負債に係る為替変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約締結時に、リスク管理方針に従い、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約等を振り当 てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効 性の評価を省略しております。

- (8) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (9) 当営業年度より、商法施行規則第200条の規定に基づき、一部「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関す る規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところによっております。

会計方針の変更

(退職給付に係る会計基準)

当営業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及 び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3 月16日)を適用しております。この変更による当営業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表の注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権

17,633百万円

2. 関係会社に対する長期金銭債権

6.309百万円

3. 関係会社に対する短期金銭債務

19,152百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債務

6百万円

- 5. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機設備 一式があります。
- 6. 担保に供されている資産

1,681百万円

7. 受取手形割引高

54百万円

8. 保証債務残高

6.725百万円

- 9. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額は32,885百万円であります。
- 10. 期末における発行済株式の総数

普通株式 62,623,447株

67.915株

期末に保有する自己株式の総数

普诵株式

- 11. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 12. 新規投資における資金需要に対して即座にかつ柔軟に対応するため、ゴールドマン・サックス証券会社東京支 店と貸出コミットメント契約を締結しております。

当営業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額

5,000百万円

__借入実行残高

5,000百万円

損益計算書の注記

差引額

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高

75,548百万円

仕入高

54,508百万円

営業取引以外の取引高

46.524百万円

2. 1株当たり当期純利益

172円50銭

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

	円				
当期 未 処 分 利 益	9, 832, 444, 904				
固定資產圧縮積立金取崩額	2, 505, 641				
計	9, 834, 950, 545				
これを次のとおり処分します。					
利 益 配 当 金	187, 666, 596				
(1株につき配当3円)	(1株につき配当3円)				
取 締 役 賞 与 金	29, 100, 000				
別 途 積 立 金	9, 000, 000, 000				
次 期 繰 越 利 益	618, 183, 949				

- (注) 1. 平成17年12月9日に1,251,156,040円(1株につき20円)の中間配当を実施いたしました。
 - 2. 固定資産圧縮積立金取崩額は租税特別措置法に基づくものであります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

稲畑産業株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 指定社員 幸務執行社員 公認会計士 乾 一 良 ⑪ 指定社員 幸務執行社員 公認会計士 松 本 浩 ⑪

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、稲畑産業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。) について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会 社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査 の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供 与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取 締役の義務違反は認められません。

平成18年5月16日

稲畑産業株式会社 監査役会

常勤監查役 南 原 靖一郎 印

常勤監査役 髙 橋 幸 貫 印

監 查 役 新 川 政次郎 印

監 査 役 井 原 實 ⑨

(注) 監査役新川政次郎及び井原實は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 | 第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第145期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類31頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、期末配当金は、1株につき3円とさせていただきたいと存じます。なお、当期につきましては、住友製薬株式会社(現 大日本住友製薬株式会社)の株式の一部売却により得られた資金の一部を株主の皆様に還元させていただくため、中間配当時に1株につき17円の特別配当を含め1株につき20円の配当を実施しておりますので、年間の配当金は合計で1株につき23円となります。

また、役員賞与につきましては、当期の業績など諸般の事情を考慮して取締役に対し2,910万円支給することといたしたいと存じます。当期末現在の取締役は9名であります。

なお、固定資産圧縮積立金取崩額は、租税特別措置法に基づくものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1.変更の理由
 - (1) 「会社法」(平成17年法律第86号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号) ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号) および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号) (以下併せて「法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。
 - ①法により株券は発行しないことが原則となりましたが、上場会社では株券発行が 義務付けられているため発行する旨定めるものであります。 (変更案第6条)
 - ②招集地を本店所在地の大阪市と東京本社所在地の東京都各区内とするものであります。 (変更案第15条)
 - ③株主総会参考書類、事業報告、計算書類等の開示を充実させるため、インターネットで開示できるようにするものであります。(変更案第16条)

- ④取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体質を構築するために、取締役の任期を現行の2年から1年とするものであります。また、これとともに、株主各位に対する剰余金の配当を機動的に実施できるよう取締役会の決議によって、剰余金の配当を期末配当の他、中間(9月30日)および予め定めた基準日において行えるようにするものであります。(変更案第22条、変更案第48条、変更案第49条第②、③項)
- ⑤株主総会、取締役以外の機関(取締役会、監査役、監査役会、会計監査人)の設置を定めるものであります。(変更案第25条、変更案第33条、変更案第43条)
- ⑥取締役会における円滑な運営のため、いわゆる書面決議(決議の省略)を取り入れ、効率化を図るものであります。(変更案第27条第④項)
- ⑦法の定めに従い、賞与等を含めるよう、取締役および監査役の報酬等の定義を改めるものであります。(変更案第31条、変更案第41条)
- ⑧社外取締役および社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材の招聘を容易にするため、責任限定契約ができることとする旨の定めを設けるものであります。なお、変更案第32条の新設を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第32条、変更案第42条)
- ⑨会計監査人の章を設け、選任方法、任期、報酬等を定めるものであります。(変更案第43条~変更案第46条)
- ⑩法と旧商法の表現が異なるものを法の表現に変更するものであります。 (変更案 第5条他)
- ⑪法と旧商法の条数が異なるものを法の条数に変更するものであります。(変更案第7条他)
- (2) 薬事法等の改正・施行により「医療用具」が「医療機器」と変更になったことに 伴い変更するものであります。(変更案第2条第1号)
- (3) 公告を電子公告で行うこととするものであります。 (変更案第4条)
- (4) 従来からの重点分野である情報電子、合成樹脂、化学品等に加え、特に末端の外食産業への展開を図る食品事業、さらには医療・医薬周辺を含むライフサイエンス事業への投資や一部借入金の返済に充当していく目的で平成18年3月に発行しました第1回新株予約権の行使が予定されていることならびに今後海外事業の拡大等のためさらにエクイティファイナンスを行う場合に備え、発行可能株式数を増加するものであります。(変更案第5条)

- (5) 現行定款では、項数を表示していなかったので、新たに項数を表示するものであります。(変更案第8条第②項他)
- (6) 必要となる規定の加除、移設、その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。
- (7) 以上の変更に伴い変更案第6条以降の条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。
1. 下記各種物品の製造、加工、小分け、	1. 下記各種物品の製造、加工、小分け、
売買、問屋、代理、仲立および輸出入 業	売買、問屋、代理、仲立および輸出入 業
(1) 薬品、医薬品、医薬部外品、 <u>医</u>	(1) 薬品、医薬品、医薬部外品、 <u>医</u>
<u>療用具</u> 、化粧品 (2)~(8) (条文省略)	<u>療機器</u> 、化粧品 (2)~(8) (現行どおり)
2.~21. (条文省略) (本店の所在地)	2.~21. (現行どおり) (本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。	第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す	<u>(公告方法)</u> 第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。
る。	ただし、電子公告を行うことができない
	事故その他やむを得ない事由が生じたと きは、日本経済新聞に掲載して公告す
	<u>5.</u>
第2章 株 式 (発行する株式の総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第5条 当会社が発行する株式の総数は、1億6	第5条 当会社の発行可能株式総数は、2億株と
<u>千万株</u> とする。	する。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2</u> <u>号</u>の規定により取締役会の決議をもって 自己株式を買受けることができる。

(<u>1 単元の株式の数</u>および単元未満株券の不発 行)

<u>第7条</u> 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株と する。

> 当会社は、1単元に満たない株式(以下 「単元未満株式」という。)数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱 規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式の買増請求)

第8条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。

(名義書換代理人)

第9条 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を 置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

(株券の発行)

変

第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得)

更

案

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により取締役会の決議をもって<u>市場取引</u> 等によって自己株式を買受けることがで きる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

<u>第8条</u> 当会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。

②当会社は、<u>単元未満株式数</u>を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

(単元未満株式の買増請求)

第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる</u>数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定しこれ を公告する。

当会社の株主名簿、実質株主名簿および 株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事 務取扱場所に備え置き、株式の名義書 換、質権の登録、信託財産の表示または これらの抹消、株券の交付、単元未満株 式の買取請求および買増請求、諸届出の 受理等株式に関する事務は名義書換代理 人に取扱わせ、当会社においてはこれを 取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求および買増請求の取扱い、その他の株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎営業年度末日現在の株主名 簿および実質株主名簿に記載または記録 されている株主をもって、その営業年度 に関する定時株主総会において権利を行 使すべき株主とみなす。

> 前項のほか必要ある場合は、取締役会の 決議によりあらかじめ公告して臨時に基 準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会 (新設)

変 更 案

③当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および 株券喪失登録簿の作成ならびに備置きそ の他の株主名簿、新株予約権原簿および 株券喪失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社におい ては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主 名簿記載事項の変更、単元未満株式の買 取請求および買増請求の取扱い、その他 の株式に関する諸手続およびその手数料 は、取締役会の定める株式取扱規則によ る。

(前段:第3章第12条へ)

(後段削除)

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主をもっ て、定時株主総会において権利を行使す ることができる株主とする。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会の招集)	(招集の時期)
第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集す	<u>第13条</u> (現行どおり)
ప 。	
(招集者および議長)	(招集 <u>権</u> 者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合	<u>第14条</u> (現行どおり)
を除き、取締役社長がこれを招集しその 議長となる。	
取締役社長に事故あるときは、取締役会	② (現行どおり)
の定める順序により、他の取締役がこれ	
に代る。	
(新設)	(招集地)
	第15条 株主総会は、大阪市または東京都各区内 に招集する。
(新設)	<u>(作用来する。</u> <u>(</u> 株主総会参考書類等のインターネット開示とみ
(A/IBX)	なし提供)
	第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主
	総会参考書類、事業報告、計算書類およ
	び連結計算書類に記載または表示をすべ
	き事項に係る情報を、法務省令に定める
	ところに従いインターネットを利用する
	方法で開示することにより、株主に対し
(24.5% - 1.21.)	て提供したものとみなすことができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めある場合を除き、出席株主の	<u>第17条</u> (現行どおり)
議決権の過半数をもって行う。	
商法第343条の規定による株主総会の決	②会社法第309条第2項の規定による株主
 議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を	総会の決議は、議決権を行使することが
有する株主が出席し、その議決権の3分	できる株主の議決権の3分の1以上を有
の2以上に当たる多数をもって行う。	する株主が出席し、その議決権の3分の
	2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会<u>開会前</u>に代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第17条 当会社の取締役は14名以内とする。 (取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の</u> <u>決算期に</u>関する定時株主総会終結のとき までとする。

> <u>増員または補欠として選任された取締役</u> の任期は、他の取締役の残任期間とす る。

(議決権の代理行使)

変

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面等を当会社に提出しなければならない。

更

案

(議事録)

第19条 株主総会の議事については議事録をつくり、これに議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の数)

第20条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第21条 (現行どおり)

②前項の選任決議は、株主総会において、 議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。

③ (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに</u>関する定時株主総会終結のときまでとする。

(後段削除)

(代表取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

(役付取締役)

第21条 取締役会において、取締役中から取締役 相談役1名、取締役会長1名、取締役社 長1名、取締役副社長1名、専務取締役 および常務取締役若干名を選任すること ができる。

(新設)

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は、当会社の重要な業務執行を 決定し、取締役の職務の執行を監督す る。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故あるときは、取締役会 の定める順序にしたがい、他の取締役が これにあたる。

> <u>この場合、</u>各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに<u>通知を</u>発する。 ただし、緊急の必要あるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間を短縮することができる。

> > (新設)

(代表取締役)

第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

更

案

(役付取締役)

第24条 取締役会において、取締役中から取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役会の設置)

第25条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の権限)

第26条 (現行どおり)

(取締役会の招集)

第27条

(現行どおり)

② (現行どおり)

- ③取締役会の招集通知は、各取締役および 各監査役に対して会日の3日前までに発 する。ただし、緊急の必要あるときは、 各取締役および各監査役の同意を得て、 この期間を短縮することができる。
- ④取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

	現	行	定	款		変	更	案
(取締役	2会規則)				(取締役	2会規則)		
第24条	取締役会	に関する	る事項は、	法令および本	第28条		(現行どおり)	
	定款に定	E めるもの	ののほか耳	対締役会で定め				
	る取締役	と会規則は	こよる。					
(取締役	2会の議事	耳録)				2会の議事		
第25条				経過の要領およ	第29条			の経過の要領およ
				には記録し、出				法令に定める事項
	-			とがこれに記名				事録に記載または
	捺印また	は電子	署名を行う	, ·				役および監査役が
								:電子署名を行う。
	とおよび雇				(11.10 + 1	とおよび顧	•/	
<u>第26条</u>				バ顧問を選任す	第30条		(現行どおり)	
(T /+/		ぶできる。			(T /+/	- 4-1 mm - 4-4	->	
	との報酬)	. An with a	DE 3 40 4		(取締役の報酬等)			
第27条)報酬は、	株王総会	☆において定め	第31条			の他の職務執行の
	る。							受ける財産上の利
								<u>いう。)</u> は、株主
		/ \	·n. \		(正)公分	·	<u> :議によって</u> 定	.める。
		(新記	又)			との責任免 ・ エクサト		07冬年1百の担ウ
					<u> </u>			27条第1項の規定
								との間に、任務を 語償責任を限定す
								とができる。ただ
								責任の限度額は、
								に定める最低責任
						限度額と		10元00000000000000000000000000000000000
	第5章	監査役法	および監査	予 役会			<u>。</u> 監査役および	監査役会
) 4 G	(新記			(監査後		査役会の設置	
		V-D-I E			第33条			<u>・</u> よび監査役会を置
					2,12	<. ·		
(監査包	殳の数)				(監査後	<u>ー</u> 设の数)		
第28条	当会社の	監査役に	は3名以上	ことする。	第34条		(現行どおり)	

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

前項の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の</u> <u>決算期に</u>関する定時株主総会終結のとき までとする。

> 補欠として選任された監査役の任期は、 前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、各監査役の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令および本 定款に定めるもののほか監査役会で定め る監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

変

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任 する。

更

案

②前項の選任決議は、<u>株主総会において、</u> <u>議決権を行使することができる株主</u>の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了</u> <u>する事業年度のうち最終のものに</u>関する 定時株主総会終結のときまでとする。

② (現行どおり)

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、その決議により常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集)

第38条 (現行どおり)

(監査役会規則)

第39条 (現行どおり)

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬)	(監査役の報酬等)
第35条 監査役の報酬は、株主総会において定め	第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に
 る。	 よって定める。
(新設)	(監査役の責任免除)
	第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定
	により、社外監査役との間に、任務を
	<u>怠ったことによる損害賠償責任を限定す</u>
	<u>る契約を締結することができる。ただ</u>
	し、当該契約に基づく責任の限度額は、
	会社法第425条第1項に定める最低責任
	限度額とする。
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置)
	第43条 当会社は、会計監査人を置く。
(新設)	(会計監査人の選任)
	第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって
(days = 11)	選任する。
(新設)	(会計監査人の任期)
	第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に
	終了する事業年度のうち最終のものに関
	する定時株主総会の終結のときまでとす
	<u>る</u> 。 ②会計監査人は、前項の定時株主総会にお
	<u>②云司監重八は、前頃の足時休主総云にお</u> いて別段の決議がされなかったときは、
	当該定時株主総会において再任されたも
	のとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等)
(471 BA)	第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監
	査役会の同意を得て定める。
第6章 計算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から	第47条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から
翌年3月31日までとする。	翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	_(剰余金の配当等の決定機関)_
	第48条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459
	条第1項各号に定める事項については、
	法令に別段の定めある場合を除き、株主
	総会の決議によらず取締役会の決議に
	<u>よって定める。</u>
(利益配当金)	_(剰余金の配当の基準日)_
第37条 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株	第49条 毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載
主名簿および実質株主名簿に記載または	または記録された株主もしくは登録株式
記録されている株主もしくは登録質権者	質権者に対し、期末配当を行うことがで
<u>に支払う。</u>	<u>きる。</u>
(新設)	②前項のほか、取締役会の決議により、毎
	年9月30日の最終の株主名簿に記載また
	は記録された株主もしくは登録株式質権
	者に対し、中間配当を行うことができ
(新設)	<u>る。</u>
(莉設)	③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の
(中間配当)	配当をすることができる。 (削除)
<u>(中国配当)</u> 第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年	(月1) 赤/
9月30日現在の株主名簿および実質株主	
名簿に記載または記録されている株主も	
しくは登録質権者に中間配当金として金	
銭の分配を行うことができる。	
(除斥期間)	 (配当金の除斥期間)
第39条 利益配当金および中間配当金が支払開始	第50条 前条に定める配当財産が金銭である場合
の日から満3年を経過しても受領されな	は、その支払開始の日から満3年を経過
いときは、当会社はその支払義務を免れ	 しても <u>なお</u> 受領されないときは、当会社
るものとする。	
<u>前項の</u> 配当金には利息をつけない。	②配当金には利息をつけない。

	現行	定	款		変	更	案
(転換社	上債の転換と配当)				(削除)	
第40条	転換社債の転換	により、	発行された株式				
	に対する最初の	配当金(中間配当金を含				
	む)は、転換の	請求が4	月1日から9月				
	30日までになさ	れたとき	は4月1日に、	_			
	10月1日から翌	年3月31	日までになされ	<u>′</u> .			
	<u>たときは10月1</u>	目に、	それぞれ転換カ	·			
	あったものとみ	なして	支払うものとす				
	<u>る。</u>						
附 則	本定款第29条の	規定にか	かわらず、平成	<u>.</u>		(削除)	
	14年5月1日以			-			
	に関する定時株	主総会の	終結前に在任す				
	る監査役の任期	について	は、なお従前の	-			
	とおりとする。						
	本附則は、平成	17年5月	1日以降最初に	<u> </u>			
	到来する決算期			<u>:</u> [
	結のときをもっ	てこれを	削除する。				

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、第2号議案のご承認を条件に取締役の任期が1年となることに伴い任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	稲 畑 勝 雄 大正15年1月14日生	昭和30年4月 当社に入社 昭和33年4月 当社取締役 昭和36年3月 当社常務取締役 昭和41年4月 当社代表取締役専務取締役 昭和44年5月 当社代表取締役副社長 昭和47年11月 当社代表取締役社長 昭和59年2月 住友製薬株式会社取締役 昭和59年10月 同社取締役会長 昭和61年3月 同社取締役相談役 平成10年6月 当社代表取締役会長(現在)平成16年6月 住友製薬株式会社(現 大日本住友製薬株式会社)相談役	1, 141, 600株
2	稲 畑 勝太郎 昭和34年12月3日生	昭和64年1月 当社に入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成15年6月 当社取締役常務執行役員 平成17年4月 当社取締役専務執行役員 平成17年12月 当社代表取締役社長執行役員(現在)	38, 900株

候補者番 号	氏 名生年月日	略歴、当社における均 (他 の 法 人 等 の f	也位及び担当 代表 状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	藤 田 裕 治 昭和17年7月6日生	平成14年4月 当社財務経理本部 平成14年8月 当社関連事業統括 平成15年6月 当社取締役常務報 財務経理室担当 スク管理室担当 平成17年4月 当社取締役専務報 非営業部門統括。 平成17年12月 当社代表取締役員	話室担当 執行役員 ・人事総務室担当・リ	23, 800株
4	種 谷 信 邦 昭和24年12月19日生	補佐 平成15年4月 当社米州総支配ノ 平成15年6月 当社取締役常務轄経営企画室担当兼室長・ノ 平成16年4月 当社化学品本部担当・情報画像を能材本部担当補係を対する。 平成17年4月 当社取締役専務轄営業部門統括(更海外戦略室担当東平成17年12月 当社代表取締役専不成18年4月 当社住環境本部担	執行役員 検室長・新規事業開発 事総務室担当補佐 担当・精密化学品本部 は部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当補佐・電子機 は 大部担当 は 大部を 大部を 大部を 大部を 大部を 大部を 大部を 大部を	11,800株

候補者番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
5	中 野 佳 信 昭和24年5月23日生	昭和47年4月 当社に入社 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 情報電子本部担当 平成14年4月 当社化学品本部担当補佐・海外戦略室長補佐 平成15年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 平成16年4月 当社情報画像本部担当・電子機能材本部担当(現在) 化学品本部担当補佐・精密化学品本部担当補佐・精密化学品本部担当補佐 平成17年4月 当社化学品本部担当(現在)・精密化学品本部担当 (他の法人等の代表状況) 株式会社しなのエレクトロニクス 代表取締役社長	17, 200株
6	大 槻 延 広 昭和24年11月13日生	昭和47年4月 当社に入社 平成8年6月 当社取締役 平成12年6月 当社東京本社担当・住環境本部担当・ 海外戦略室長補佐 平成15年6月 当社取締役常務執行役員(現在) 平成17年4月 当社関連事業統括室担当・人事総務室室長・経営企画室担当補佐・海外戦略室担当補佐 財務経理室担当・人事総務室担当・リスク管理室担当・東京本社担当(現在) 平成18年4月 当社海外事業統括室担当補佐・経営企画室担当兼室長(現在)	11,800株

候補者番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式の数
7	金 子 證 昭和22年7月22日生	昭和46年4月 当社に入社 平成8年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成16年6月 当社執行役員(現在) 合成樹脂第一本部本部長(現在) 平成17年4月 当社合成樹脂第二本部本部長(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) 平成18年4月 当社合成樹脂第一本部担当・合成樹脂第二本部担当(現在)	8,000株
8	西 村 修 昭和26年10月25日生	昭和49年4月 当社に入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 当社北東アジア総支配人(現在) 平成15年6月 当社取締役退任 執行役員(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) 「情報画像本部担当補佐・電子機能材本部担当補佐(現在) (他の法人等の代表状況) サンヨーアイケイカラー(ホンコン)リミテッド 董事長 稲畑工質(大連保税区)有限公司 董事長	9,000株
9	香 西 昭 夫 昭和6年4月19日生	昭和29年4月 住友化学工業株式会社に入社 昭和58年3月 同社取締役 昭和62年3月 同社常務取締役 平成3年3月 同社代表取締役専務取締役 平成5年3月 同社代表取締役社長 平成12年6月 同社代表取締役会長 当社取締役(現在) 平成16年6月 住友化学工業株式会社(現 住友化学 株式会社)相談役(現在)	0株

- (注) 1. 候補者香西昭夫は、社外取締役の要件を満たしております。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数が、法令、定款に定める基準を満たさない場合に備え、次の候補者を 監査役の補欠者として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所 有 す る
生 年 月 日	(他の法人等の代表状況)	当社株式の数
松 原 曉 昭和22年5月12日生	昭和51年4月 弁護士登録 昭和51年4月 藏王法律事務所 所長(現在)	0株

- (注) 1. 候補者松原 曉は、社外監査役の要件を満たしております。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち 切り支給の件

平成17年12月1日逝去されました故代表取締役社長執行役員稲畑武雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、経営改革の一環として役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止し年間報酬に一本化することを平成18年5月16日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役稲畑勝雄、稲畑勝太郎、藤田裕治、種谷信邦、中野佳信、大槻延広、金子 證、西村修、香西昭夫の各氏及び任期中の監査役南原靖一郎、髙橋幸貫、新川政次郎、井原實の各氏に対し、就任の時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、それぞれ当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、その支給の時期につきましては各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役在任期間分につきましては取締役会の決議に、監査役在任期間分につきましては監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

故代表取締役社長執行役員稲畑武雄氏の略歴は次のとおりであります。

	氏	名		略		歴
稲	畑	武	雄	平成4年7月	当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長執行役員 逝去	

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴 は次のとおりであります。

	氏 名			略歷	
稲	畑	勝	旌	昭和33年4月 昭和36年3月 昭和41年4月 昭和44年5月 昭和47年11月 平成10年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 現在に至る
稲	畑	勝太	郎	平成7年6月 平成9年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年12月	当社取締役 当社取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る
藤	Ħ	裕	治	平成8年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年12月	当社取締役 当社取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る

	氏	名			略歷
種	谷	信	邦	平成8年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年12月	当社取締役 当社常務取締役 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る
中	野	佳	信	平成11年6月 平成13年6月 平成15年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社取締役常務執行役員 現在に至る
大	槻	延	広	平成8年6月 平成12年6月 平成15年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社取締役常務執行役員 現在に至る
金	子		證	平成17年6月	当社取締役執行役員 現在に至る
西	村		修	平成17年6月	当社取締役執行役員 現在に至る
香	西	昭	夫	平成12年6月	当社取締役 現在に至る
南	原	靖一	郎	平成13年6月	当社監査役 現在に至る
髙	橋	幸	貫	平成5年6月 平成8年6月 平成11年6月	当社取締役 当社常務取締役 当社監査役 現在に至る
新	Ш	政 次	郎	平成17年6月	当社監査役 現在に至る
井	原		實	平成16年6月	当社監査役 現在に至る

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額につきましては、平成17年6月開催の第144回定時株主総会において、月額2,700万円以内、監査役の報酬額につきましては、平成9年6月開催の第136回定時株主総会において、月額450万円以内としてそれぞれご決議いただき今日に至っておりますが、今般の役員退職慰労金制度の廃止に伴い報酬制度の全体を見直し、また、月額による表示を年額による表示に改め、取締役の報酬額を年額4億3,000万円以内、監査役の報酬額を年額8,000万円以内とそれぞれ改定いたしたくご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は9名でありますが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は現在と同じく9名となります。また、現在の監査役は4名であります。

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針導入承認の件

当社は、平成17年12月26日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針の導入を決議し、また、平成18年4月28日開催の当社取締役会において、取締役会による恣意的な判断を排除する仕組みを強化し、会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)及び関係法令の施行に対応するため、以下のとおり当該方針の変更を決定しておりますが(以下、変更後の当社株式の大規模買付行為への対応方針を「大規模買付ルール」という。)、その重要性に鑑み、大規模買付ルールにつき広く株主の皆様の意見を反映させるため、過半数以上の賛成をもって承認をお願いするものであります。

本議案が承認された場合に限り、平成18年7月31日までに開催される取締役会において、大規模買付ルールの有効期限(平成18年7月31日まで)を1年間延長することを決定することと致します。

また、本議案が否決された場合は、上記取締役会において、大規模買付ルールの撤廃を決定することと致します。

「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を意味します。また、かかる買付行為を行う者

を「大規模買付者」といいます。

なお、現在当社は、敵対的な買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

1. 基本的な当社の考え方

当社としましては、大規模買付行為がなされた場合、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

当社は、グループとして、国内外に子会社61社、関連会社35社を有し、日本、東南アジア、北東アジア、米州及び欧州の5つのリージョンに跨り、情報電子、住環境、化学品、合成樹脂、食品、その他各分野における商品の販売及び製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。

従いまして、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。

突然に大規模買付行為がなされた場合、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての

交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかる プロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつ つ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討する ことが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなりま す。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、以下の内容の事前の情報提供に関する一定のルール(大規模買付ルール)を設定することとしたものであります。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループの概要 (大規模買付者の事業内容、資本構成、 当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的及び内容
- ③当社株式の取得対価の算定根拠、取得に係る取引及び取得資金の裏付け
- ④当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本 政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社の取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、買付後に予定する変更の 有無及びその内容

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内

に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に 当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見 を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、 原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の 買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が 提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこ とになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、 当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合、例 えば、

- 1. 買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの
- 2. 買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの
- 3. 従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を損なうものなど

については、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える 方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく 損なうか否かの検討及び判断については、その客観性及び合理性を担保するため、 当社取締役会は、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容(目的、方 法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社株主全体の利 益に与える影響を踏まえた上で例外的に対抗措置を採ることの適否について独立 委員会(注4)に必ず諮問することとし、かかる独立委員会は、諮問を受けた事 項について勧告することとします。この勧告は公表することにし、当社取締役会 はかかる勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会が諮問するかかる例外的 な対抗措置の具体的内容については後記(2)をご参照ください。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規

模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当 社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、株主名簿への記載・記録(いわゆる名義書換)が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります。

5. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針の有効期限は、平成18年7月31日までとします。但し、平成18年6月に開催される定時株主総会終了後平成18年7月31日までに開催される当社取締役会において、上記対応方針を継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。当社取締役会は、上記対応方針

を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。但し、当社取締役会は、かかる方針を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備等を踏まえ、上記対応方針を随時見直していく所存です。

注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法 第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共 同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有 者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2:議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。) も計算上考慮されるものとします。) 又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii) 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4:独立委員会

独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本対応方針が取締役の保身のために利用されることがないよう監視するとともに、当社の企業価値を毀損し又は破壊する買収を抑止するという働きを担います。

独立委員会は、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等計3名以上の独立委員で構成されます。

対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となります。取締役会の決定 に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を 経なければならないものとすることにより、取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能 するよう位置付けています。また、上記取締役会の決定に際しては、当社監査役会の賛同を得た 上で決定することとし、取締役会の判断の公正さを担保します。なお、当社の監査役は4名であ り、うち2名が社外監査役となっております。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権割当の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の払込価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の 金銭とする。
- 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(住友化学株式会社及びその他当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。)に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の行使期間、新株予約権の取得条項その他の事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使の条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

MEMO

株主総会会場ご案内

大阪市中央区南船場一丁目15番14号 堺筋稲畑ビル9階 当社会議室 電話(06)6267-6051

阪神高速道路	N
三菱東京UFJ銀行	
久 太 郎 町	<u>‡</u>
北久宝寺町	<u> </u>
南久宝寺町	土 地
三菱東京UFJ銀行	下
博労町	紫
	筋 (堺筋稲畑ビル)
	線
	‡
みずほ銀行	፟
	<u> </u>
	長□富士火災海上保険
++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	

- ●地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線 長堀橋駅より徒歩約5分
- ●地下鉄中央線・堺筋線 堺筋本町駅より徒歩約7分